

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 柳町小学校いじめ防止基本方針について

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立柳町小学校は、子供の尊厳を保持する目的の下、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「柳町小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

#### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

#### (3) いじめの定義

##### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条。以下、枠内は法の条文。)

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係を

いう。

- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(法第22条)を活用して行う。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### ※ いじめの態様の例

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定(平成29年3月14日改定)>を参照。以下「国の方針」という。)

#### ※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)の止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること。(被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる)
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害児童生徒及びその保護者への面談等で確認)

## ※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではない。被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童生徒と他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・ 令和6年度は、からかいやたたく等他害行為によるいじめが認知された。教師が本人や周囲の児童の話聞き取って状況を把握し、指導を行うとともに、温かい学級づくり、人間関係づくりに努めた。

### (2) 本校の課題

- ・ 日常生活の中で思いやり欠ける言葉遣いが見られることがあるため、継続的な指導が必要である。
- ・ 本校は、全学年が単級であるため、子供同士の人間関係が固定化しやすい。そのため、低学年の段階からの未然防止の指導やよりよい人間関係の啓発に努める必要がある。
- ・ 本校は、メディアの使用時間が長い子供が多く、今後、ゲームやSNS、ネット等メディア使用によるいじめの懸念がある。低学年のうちからネットモラルに関する指導をしっかりと行う必要がある。また、保護者の協力も得ることが必要である。
- ・ 日常生活の中で、冷やかしやからかい等、いじめにつながる言葉が聞かれることがあるため、言語環境に留意した教育活動に努める必要がある。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取組

- ・ 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・ 児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ・ 道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させる。
- ・ 朝の読書活動、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設ける。

- ・ いじめを人権問題と捉え、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事(「人権を考える週間」等)を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図る。
- ・ 児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- ・ いじめを受けている児童が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- ・ 運営委員会による自主的な活動を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論することなどの活動に取り組ませる。
- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ・ 学校として「特に配慮が必要な児童※」については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※ 特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等。

- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

※ 参照①【いじめ問題への取組の年間指導計画】

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童生徒の言動や表情を細かく観察することや児童生徒に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努める。
- ・ いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげる。
- ・ いじめによるストレスや悩みを抱えている児童は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・ いじめられている児童にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対

応することを徹底する。

### (3) いじめへの対応

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校組織」という。)に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童の保護者の理解を得た上で、当該児童を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童を守る措置を講じる。
- ・ いじめられている児童自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努める。さらに、状況に応じて、当該児童の登下校の見守り等を行い、当該児童生徒の安全を確保する。
- ・ いじめを行ったとされる児童に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させる。一方、当該児童の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をする。
- ・ いじめられている児童といじめを行ったとされる児童生徒それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・ 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・ 学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告する。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議する。

※ 参照②【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

参照③【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

### (4) いじめ解消に向けた取組

- ・ いじめられていた児童が信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人

等)と連携するなどして、当該児童の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整える。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援する。

- ・ いじめを行っていた児童が、健全な活動目標(学習目標の設定、児童会の活動、奉仕活動等)を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援する。
- ・ いじめを見ていた児童にも、いじめ問題を自分の問題として捉えさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させる。
- ・ 児童が、児童会の活動(学級会、全校集会等)を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行う。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培う。
- ・ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。

#### (5) インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ 子供や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じる。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取組について周知する。
- ・ 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求める。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### ① 重大事態の意味について

第1号の例示 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等
- 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

・ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる必要がある。

・ 申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

##### ② 重大事態の報告(法第30条第1項)

学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて、市長へ事態が発生した旨を報告する義務がある。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。

##### ③ 重大事態の調査

市教育委員会は、学校から重大事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

④ 重大事態の調査組織

- ・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設ける。
- ・ 学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努める。
- ・ 事案の特性やいじめられた児童生徒又は保護者等の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施する。

⑤ 重大事態の調査の実施に当たって

- ・ 学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査組織の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。
- ・ 調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
- ・ 調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。
- ・ 調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める必要がある。
- ・ 被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める必要がある。
- ・ 加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保する必要がある。
- ・ 市教育委員会及び学校は、自らの対応にたとえ不都合があっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。
- ・ 学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて分析を行う必要がある。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### 第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
  - ・ 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明をする。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
  - ・ 調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努める。
  - ・ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認する。
  - ・ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策(対応の方向性を含む)とともに調査結果を説明する。
  - ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の児童または、保護者に対して説明を行うことを検討する。
  - ・ 加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことの過ちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちの醸成を図る。
  - ・ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号)等に照らして適切に判断する。
  - ・ 学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ② 調査結果の報告
  - ・ 調査結果については、市教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、必要に応じて、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。

- ・ ①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の 所見をまとめた文書(所見書)の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等へ送付する。なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害児童とその保護者に伝える。

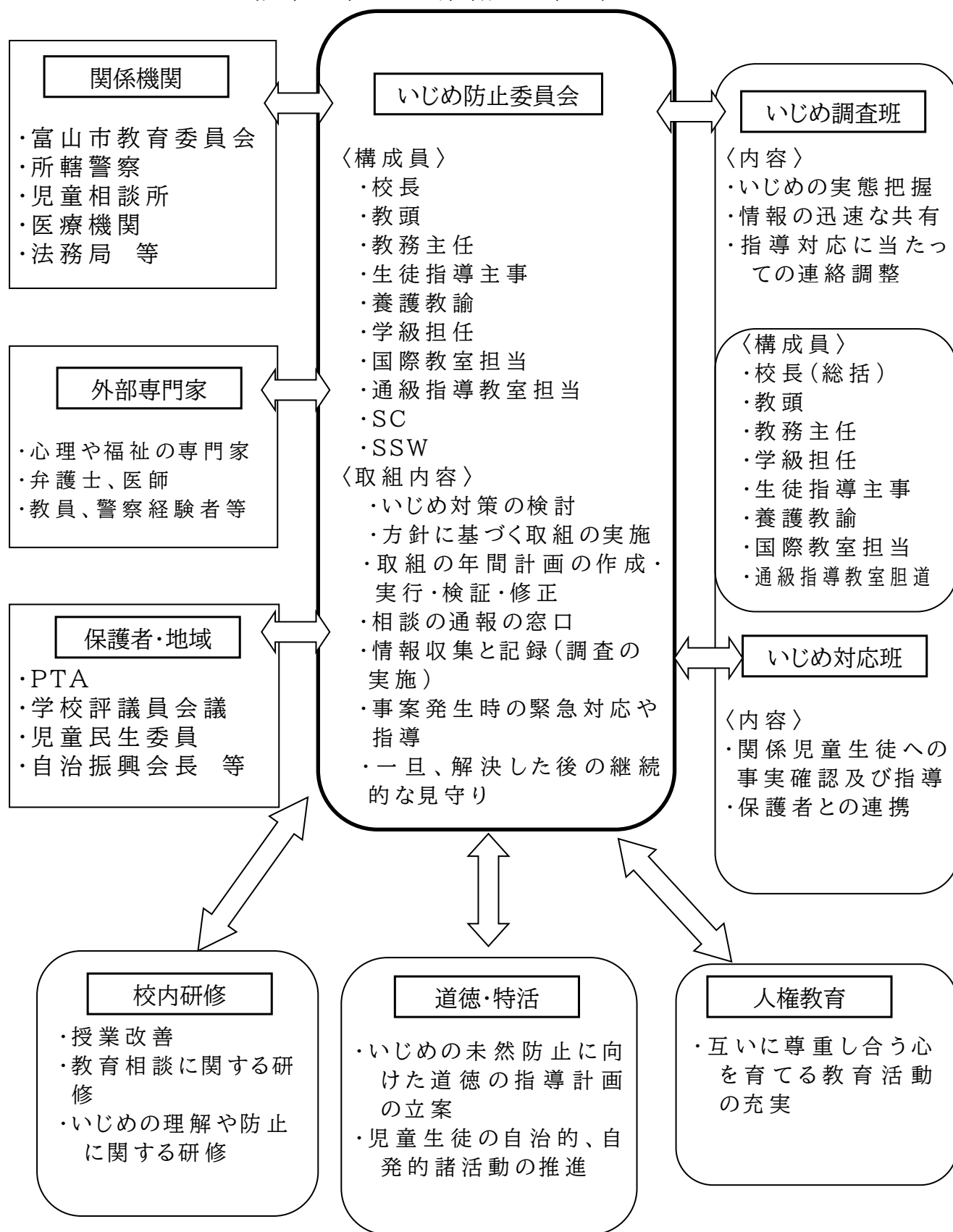
※参照①【いじめ問題への取組の年間指導計画】

|          | 4月                                                                                                                                                                                               | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|
| 校内委員会等   | <div>←</div> <div>いじめ防止委員会<br/>・指導方針<br/>・指導計画等<br/>※職員会議で共通理解</div> <div>PTA総会及び学年懇<br/>談会での保護者啓発</div> <div>職員会議 生徒指導委員会</div> <div>いじめ問題に関する<br/>職員研修会①</div> <div>生徒指導委員会</div> <div>→</div> |    |    |    |    |
|          | <div>いじめ<br/>実態把握調査</div> <div>①学級・学年づくり<br/>人間関係づくり<br/>(縦割班・運動会・宿泊学習等)</div>                                                                                                                   |    |    |    |    |
| 早期発見への取組 | <div>保護者懇談会<br/>学校評価アンケート</div> <div>いじめアンケート・教育相談週間</div>                                                                                                                                       |    |    |    |    |

|          | 9月                                                                                                                                                                                                                                  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 校内委員会等   | <div>←</div> <div>いじめ防止委員会<br/>・情報共有<br/>・2、3学期の指導計画<br/>の確認</div> <div>事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施</div> <div>いじめ問題に関する<br/>職員研修会②</div> <div>いじめ防止委員会<br/>・本年度のまとめ<br/>・指導計画の見直し</div> <div>生徒指導委員会</div> <div>生徒指導委員会</div> <div>→</div> |     |     |     |    |    |    |
| 未然防止への取組 | <div>②学級・学年づくり<br/>人間関係づくり<br/>(学習発表会・縦割班等)</div> <div>道徳・特別活動<br/>計画へ生かす</div> <div>児童会による<br/>「人権週間」への取組</div>                                                                                                                    |     |     |     |    |    |    |
| 早期発見への取組 | <div>保護者<br/>懇談会</div> <div>保護者懇談会<br/>学校評価アンケート</div> <div>いじめアンケート・教育相談週間</div> <div>いじめアンケート・教育相談週間</div>                                                                                                                        |     |     |     |    |    |    |

参照②【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



※参照③【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

